

## 特集

## 障害当事者の社会的就労と 協同労働の可能性

協同総研では、「協同の発見」誌190号(2008年5月号)で、『いま、障害当事者が立ち上がる時～協同労働が拓く、自分らしい生き方・働き方の創造へ～』と題した特集を組んだ。『障害を持つ人々は、支援されるだけの存在ではない。主体的に働き、社会に貢献もできる。そんな自分らしく働くことができる・働く場を創ろうと奮闘している現場の“いま”を報告する』として、当事者として仕事おこしに携わっておられる方々や、就労を支援している団体にご執筆いただいた。

今回はその第二弾として、『障害当事者の社会的就労と協同労働の可能性』と題して、特集を企画した。「障害者の権利に関する条約」批准に向けた動向(2006年12月13日国連総会において採択、日本の署名は2007年9月28日、2008年5月3日に発効、日本は未批准)、そして2006年にさまざまな問題を抱えながらスタートした障害者自立支援法の改定など、障害のある人びとの社会的就労に向けた課題は一層大きくなっている。

今回の報告にはないが、長年、精神障害を持つ当事者主体による仕事おこしに取り組んでこられた社会福祉法人浦和べてるの

家では「一人一起業」を理念に、仕事を求めるメンバーが集まって「協同労働オフィス『いいっ所』」を立ち上げ、それぞれの得意分野に応じて仕事をシェアし、合同で仕事のミーティングを行い、「弱さの情報公開」をしながら働くという新たな試みが始まっている(『働くこと』の回復-協同労働への期待」向谷地生良氏、所報196号所収参照)。そこでは、『協同オフィスの仕組みは共に投資し、共に働き、共に受注し、共に経営することにあります。そして、協同労働は地域の再生をめざします。そこには利用者(お客様)・家族との協同、地域との協同、働く者同士の協同があります。…協同労働の準備はこれからの課題です。協同労働のプロセスはそのまま一つの就労の研究になります。ミーティングに参加しているみんなが加わる協同労働への歩みの全て、将来が楽しみです』(6月7日)と、まさに協同労働の実践が紹介されている(ブログ「今日の浦河」より)。

一方、先日5月15日に厚生労働省から発表された障害者の職業紹介状況によれば、「雇用情勢の悪化を受け、2008年度に勤め先を解雇された障害者が前年度より82%増えて2,774人に上った」、「障害者の雇用が

より一層深刻になっている」と報告されている。

今特集では、2008年度、日本労協連が取り組んできた「障害者を主体者とした就労促進事業」の成果、及び2009年度「“社会的包摂”の理念に基づく障害者の新しい就労の場の創設事業」(いずれも福祉医療機構による助成事業)の課題を踏まえ、「ソーシャルファーム」や「社会的事業所」、「協

同労働の協同組合」等での就労創出の実践、また「清掃」や「家電リサイクル」、「農業」などの分野における就労創出に取り組んでおられる方々に報告いただいた。

今日、障害当事者による社会的就労の創出、とりわけ協同労働による就労創出の課題が一層重要になっている。協同総研では、引き続きこのテーマを深めていきたい。

